

	特許付与前の異議申立	特許付与後の異議申立	無効審判	無効審判 (平成15年法改正後)
制度趣旨	<p>公衆審査の観点 H15年法改正「産業財産権法の解説」</p> <p>「当該特許出願について特許をすべきか否かについて公衆の審査に付することを目的とするもの」 特許庁編「逐条解説」(1959)</p> <p>「審査官が特許をすべきか否かについて判断を行った特許出願について公衆に審査官の判断に対する自己の意見を開陳する機会を与えることを目的とするもの」 特許庁編「逐条解説」(1991)</p>	<p>審査の見直し H15年法改正「産業財産権法の解説」</p> <p>「特許処分の見直しを図ることにより特許の信頼を高めるための制度」 H6年法改正「工業所有権法の解説」</p>	<p>紛争解決 H15年法改正「産業財産権法の解説」</p> <p>「当事者間の紛争を解決するための制度」 H6年法改正「工業所有権法の解説」</p>	<p>異議申立制度を吸収統合</p> <p>「従来異議申立制度が独自に担っていた機能を無効審判制度に包摂させ、異議申立制度を無効審判制度に吸収統合」 H15年法改正「産業財産権法の解説」</p>
改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> 大正10年特許法、昭和34年特許法で採用。 特許の付与が遅延する等の理由で、平成6年特許法改正で、付与前異議制度を廃止し、付与後異議制度へ移行。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年特許法改正により、特許無効審判に統合・一本化。 	<ul style="list-style-type: none"> 明治21年の特許条例以降、無効審判制度を採用。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年特許法改正により、異議制度の機能を包摂。
請求(申立)時期	<p>公告から3月以内 ※S62年法改正前は2月</p>	<p>特許掲載公報発行の日から6月以内</p>	<p>いつでも</p>	<p>いつでも</p>
請求(申立)人適格	<p>何人も</p>	<p>何人も</p>	<p>利害関係人</p>	<p>何人も (権利帰属の請求理由は、平成23年改正前は利害関係人、同改正後は真の権利者に限る)</p>
請求理由	<ul style="list-style-type: none"> 公益的理由 権利帰属 	<ul style="list-style-type: none"> 公益的理由 	<ul style="list-style-type: none"> 公益的理由 権利帰属 後発的事由 	<ul style="list-style-type: none"> 公益的理由 権利帰属 後発的事由
請求単位	<p>請求項ごとの申立ては不可 H6年法改正「工業所有権法の解説」</p>	<p>請求項ごと 113条</p>	<p>請求項ごと</p>	<p>請求項ごと</p>
審理方式	<p>(当事者系的)</p>	<p>査定系 ※117条1項 原則書面審理</p>	<p>当事者系</p>	<p>当事者系 ※145条1項 原則口頭審理</p>
審理対象	<p>※申立てがされない理由については異議申立ての審査では審査せず(別途拒絶理由として通知可) H6年法改正「工業所有権法の解説」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 申立てがない請求項の審理不可 120条2項 申し立てない理由についても審理可 120条1項 	<ul style="list-style-type: none"> 申し立てない請求の趣旨は審理不可 153項3項 申し立てない理由についても審理可 153項1項 	<ul style="list-style-type: none"> 申し立てない請求の趣旨は審理不可 153項3項 申し立てない理由についても審理可 153項1項
審理主体	<p>審査官</p>	<p>審判官合議体</p>	<p>審判官合議体</p>	<p>審判官合議体</p>
訂正(補正)	<p>答弁書提出期間内に限り補正可</p>	<p>取消理由通知に対する意見書提出期間内に限り訂正請求可 120条の4 第2項</p>	<p>訂正請求可 ※H5法改正</p>	<p>訂正請求可</p>
優先順位		<p>無効審判と異議申立てが同時係属の場合、又は、 訂正審判と異議申立てが同時係属の場合、原則、異議申立ての審理が優先 (審判便覧第9版66-08、09)</p> <p>手続中止 168条1項</p>		
結論	<p>特許異議申立理由あり又はなしの決定</p> <p>※異議決定後、特許査定又は拒絶査定</p>	<p>請求項ごとに、特許の取消又は維持の決定</p> <p>例:「請求項1に係る発明の特許を取り消す。同請求項2に係る発明の特許を維持する。」</p>	<p>請求項ごとに、特許の有効又は無効の結論</p>	<p>請求項ごとに、特許の有効又は無効の結論</p>

表 従前及び現行の制度の比較